

1日の生活

7:00	起床・点呼・洗面・清掃・朝食・身辺整理等
8:00	余暇時間・マインドフルネス・日課準備
9:00	朝礼・実習・特定生活指導・情操教育等
11:30	昼食・余暇時間等
13:00	生活指導・教科指導・職業生活設計指導等
15:00	体育指導・運動
16:00	個別面接・補習学習等
17:00	夕食
17:30	入浴・生活指導(集会、講話、日記)等
19:00	ニュース視聴
20:00	余暇時間(TV視聴等)
21:00	就寝

※平日の標準的な日課です。

年間行事

- 4月 親睦交流会
- 6月 剣道大会
- 8月 盆法要
- 9月 水泳記録会
- 10月 運動会
- 12月 クリスマス集会
- 1月 持久走記録会
- はたちの集い
- 3月 卒業証書授与式
- フットサル大会



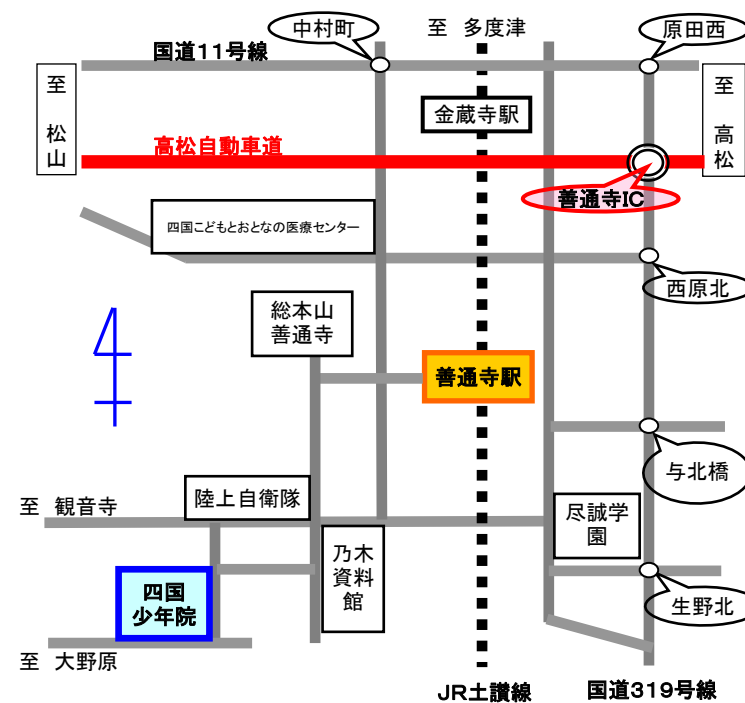
毎月 誕生会、進級式



施設の沿革

- 昭和21年 6月 矯正院として設置
旧陸軍工兵隊作業場(現在地)にて開設
- 昭和22年 3月 旧工兵隊建物の一部を改修して寮舎とし、収容を開始
- 昭和24年 1月 初等・中等少年院となる
- 昭和27年 3月 寮舎建築
以後、昭和38年までに各建物が建築される
- 平成22年 9月 庁舎等新営工事着工
- 平成24年 3月 庁舎等新営工事完成
- 平成27年 6月 新少年院法施行
第1種少年院に指定
- 令和4年 4月 改正少年法施行
第5種少年院が追加
- 令和5年 7月 松山学園収容停止に伴い短期課程が追加指定

交通アクセス



いま 新しい風が



四国少年院

〒765-0004
香川県善通寺市善通寺町2020番地

TEL 0877-62-1251
FAX 0877-56-5016

～少年院とは～

少年院は、家庭裁判所の審判により、保護処分として少年院送致の決定を受けたおおむね12歳以上23歳未満の少年を収容し、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことで在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とした法務省所管の施設です。

少年院には、在院者の年齢や心身の状況等により、第一種から第五種までの種類があり、さらには、各在院者の持つ問題性等から、履修すべき矯正教育課程(内容)及び期間が指定されています。

四国少年院の紹介

主に四国4県の家庭裁判所の審判により、送致された男子少年を収容する施設です。

◎種別 第1種及び第5種

◎標準的な収容期間 2年以内の期間

◎矯正教育課程 社会適応課程Ⅰ・Ⅱ(A1・A2)

義務教育課程Ⅱ(E2)

支援教育課程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(N1・N2・N3)

短期社会適応課程(SA)

短期義務教育課程(SE)

保護観察復帰指導課程Ⅰ・Ⅱ(P1・P2)

◎教育方針(例:社会適応課程Ⅰ)

・被害者等の心情等を考慮の上、社会規範を遵守する構えを培うとともに、非行に関わる問題性の改善を図り、堅実な社会生活を送る習慣を身に付けさせる。

・健全なものの見方や捉え方を培うとともに、集団生活を通して、対人関係の在り方を実践的に学び、円滑に社会適応できる力を身に付けさせる。

・修学・就業上、必要な知識や技術、態度を身に付ける中で、堅実な生活設計・将来設計を立てさせる。

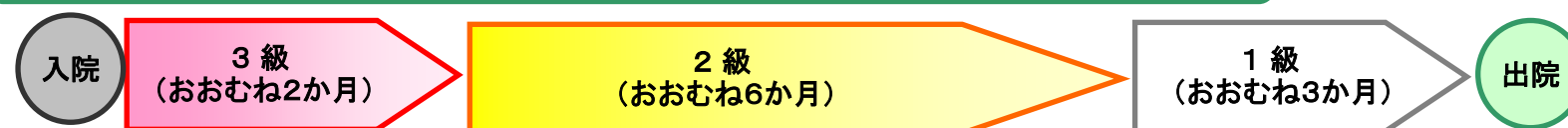
◎収容定員 72名

◎その他の特徴

介護職員初任研修実施施設として他の少年院の在院者を受け入れています。

教育内容(入院から出院まで)

※矯正教育課程A1・E2・N3の在院者の場合



《生活指導》

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるための指導を行っています。

- ・基本的生活訓練
- ・問題行動指導
- ・治療的指導
- ・被害者心情理解指導
- ・保護関係調整指導
- ・進路指導
- ・特定生活指導



個別面接

(被害者の視点を取り入れた教育・薬物非行防止指導・性非行防止指導・暴力防止指導・家族関係指導・交友関係指導・成年社会参画指導)

《職業指導》

有益な職業人としての一般的な知識、態度、職業選択能力、職場適応能力の習得を目的に、職業生活設計指導・職業能力開発指導等の指導を行っています。

・職業指導実習(建物設備コース、土木・建築コース、ICT技術科、介護福祉科、製品企画科(アグリコース)、生活関連サービス科)

- ・職業講話
- ・資格取得(アーク溶接、フォークリフト、小型建設機械、介護職員初任者研修、危険物取扱者試験等)



介護福祉科

《教科指導》

義務教育未終了者に対する中学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導及び義務教育終了者に対する社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせる指導を行っています。

- ・義務教育指導
- ・補習学習指導
- ・民間学力テスト
- ・院外受験
- ・通信教育
- ・高等学校卒業程度認定試験
- ・高等学校教育機会の提供

《体育指導》

自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため、在院期間を通じて、各種スポーツを実施し、体力の向上等を図る指導を行っています。

- ・サーキットトレーニング
- ・剣道
- ・水泳(夏季)
- ・フットサル
- ・持久走



剣道指導

《特別活動指導》

情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養わせるため、自主的活動・情操的活動・行事・社会貢献活動等を実施しています。

- ・春の親睦交流会
- ・はたちの集い
- ・卒業式
- ・誕生会
- ・意見発表会
- ・登山
- ・社会貢献活動



意見発表会



社会貢献活動

※上記教育内容とともに、少年院法第44条に基づく社会復帰支援として、在院者の円滑な社会復帰に向けた就労支援、修学支援、福祉的支援を個々のニーズに応じて行っています。